

議案第36号

港区特別区税条例の一部を改正する条例について

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）等の施行に伴い、港区特別区税条例（昭和39年港区条例第55号）を改正します。

1 改正内容

(1) 森林環境税の導入

森林整備及びその促進に関する費用等に充てることを目的に、1人年額1,000円を森林環境税（国税）として個人住民税均等割と併せて区が賦課・徴収します。

(2) 特定小型原動機付自転車の種別割の区分創設

特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）に係る軽自動車税の種別割を創設します。

(3) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長

肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例（一定の要件に該当する場合、住民税が免除）の適用期限を令和9年度分まで3年延長します。

(4) 軽自動車税（種別割）のグリーン化特例の延長・見直し

より環境性能の良い自動車の普及を後押しする観点から、グリーン化特例の適用期間を3年延長します。

特例割合	適用対象車
75%軽減	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車
50%軽減	令和12年度燃費基準90%達成（営業用乗用車のみ。 令和7年度取得分まで）
25%軽減	令和12年度燃費基準70%達成（営業用乗用車のみ。 令和6年度取得分まで）

(5) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の延長

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例（一定の要件に該当する場合、住民税が5%から4%に軽減）の適用期限を令和8年度分まで3年延長します。

(6) その他規定の整備

不正による納税不足額を徴収する際の加算割合の変更等、その他の規定を整備します。

2 施行期日

- | | | |
|-----|-------------|-----------------------------|
| (1) | 1 (1) | 令和6年1月1日 |
| (2) | 1 (2) ~ (5) | 令和5年7月1日 |
| (3) | 1 (6) | 令和5年7月1日、令和6年1月1日及び令和7年1月1日 |

港区特別区税条例の一部を改正する条例の概要

改正項目	改正内容	改正条項	施行期日
1 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	森林環境税の導入に伴う規定の整備	第21条の2	令和6年1月1日
2 区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化	給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化	第23条の2	令和7年1月1日
3 区民税の徴収の方法	森林環境税の導入に伴う規定の整備	第26条	令和6年1月1日
4 区民税の納税通知書	森林環境税の導入に伴う規定の整備	第28条	令和6年1月1日
5 給与所得に係る区民税の特別徴収	森林環境税の導入に伴う規定の整備	第31条	令和6年1月1日
6 給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務	施行規則様式の新設に伴う規定の整備	第33条	令和5年7月1日
7 給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ	森林環境税の導入に伴う規定の整備	第34条	令和6年1月1日
8 公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収	森林環境税の導入に伴う規定の整備	第34条の2	令和6年1月1日
9 年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ	森林環境税の導入に伴う規定の整備	第34条の6	令和6年1月1日
10 種別割の税率	ミニカー区分から三輪の特定小型原付を除外（除外した結果、三輪の特定小型原付は第1号イに該当）	第38条	令和5年7月1日
11 たばこ税の申告納付の手續	施行規則様式の新設に伴う規定の整備	第50条の3	令和5年7月1日
12 たばこ税に係る不足税額等の納付手續	施行規則様式の新設に伴う規定の整備	第51条	令和5年7月1日
13 肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例	適用期限の3年延長 令和6年度まで → 令和9年度まで	付則第4条	令和5年7月1日
14 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例	不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更	付則第5条の3	令和6年1月1日
15 軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例	臨時的軽減措置に係る規定の削除	付則第5条の4	令和5年7月1日

16	軽自動車税の環境性能割の税率の特例	臨時的軽減措置に係る規定の削除	付則第5条の7	令和5年7月1日
17	軽自動車税の種別割の税率の特例	軽自動車税のグリーン化特例について、特例の期限を3年(25%軽減の対象については2年)延長 令和4年度取得分まで → 令和7年度取得分まで (25%軽減の対象) 令和4年度取得分まで → 令和6年度取得分まで	付則第6条	令和5年7月1日
18	軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例	付則第6条の改正に伴う規定の整備	付則第6条の2第1項	令和5年7月1日
19	軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例	不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更	付則第6条の2第3項	令和6年1月1日
20	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例	適用期限の3年延長 令和5年度まで → 令和8年度まで	付則第11条	令和5年7月1日

港区特別区税条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第二十一条の二 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第四十八条の九の三から第四十八条の九の六までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第三百十四条の九第二項後段に規定する還付すべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の都民税、区民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(中略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第二十一条の二 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第四十八条の九の三から第四十八条の九の六までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の都民税若しくは区民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(中略)</p>

(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第二十三条の二 (略)

2| 前項又は法第三百七十七条の三の二第一項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第三百七十七条の三の二第一項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第三百七十七条の三の二第一項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第三百七十七条の三の二第一項の規定による申告書を提出することができる。

3| 第一項又は法第三百七十七条の三の二第一項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第一項又は法第三百七十七条の三の二第一項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、区長に提出しなければならない。

(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第二十三条の二 (略)

2| 前項又は法第三百七十七条の三の二第一項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第三百七十七条の三の二第一項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、区長に提出しなければならない。

4| 第一項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。

5| 給与所得者は、第一項及び第三項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第四十八条の九の七の二において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第四項及び第三十五条の九第三項において同じ。）により提供することができる。

6| 前項の規定の適用がある場合における第四項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(中略)

(区民税の徴収の方法等)

第二十六条 区民税は、第三十一条、第三十四条の二第一項、第三十四条の五又は第三十五条の五の規定により特別徴収の方法による場

3| 前二項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。

4| 給与所得者は、第一項及び第二項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第四十八条の九の七の二において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第四項及び第三十五条の九第三項において同じ。）により提供することができる。

5| 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(中略)

(区民税の徴収の方法)

第二十六条 区民税は、第三十一条、第三十四条の二第一項、第三十四条の五又は第三十五条の五の規定によつて特別徴収の方法による

合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 都民税は、区民税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

3 森林環境税は、区民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(中略)

(区民税の納税通知書)

第二十八条 区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の区民税額、都民税額及び森林環境税額の合算額(第三十四条第一項又は第三十四条の六第一項の規定により徴収する場合にあつては、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額)を前条第一項の納期(第三十四条第一項又は第三十四条の六第一項の規定により徴収する場合にあつては、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(中略)

(給与所得に係る区民税の特別徴収)

場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。

2 個人の都民税は、当該個人の区民税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(中略)

(区民税の納税通知書)

第二十八条 区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の区民税額及び個人の都民税額の合算額(第三十四条第一項又は第三十四条の六第一項の規定によつて徴収する場合にあつては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額)を前条第一項の納期(第三十四条第一項又は第三十四条の六第一項の規定によつて徴収する場合にあつては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(中略)

(給与所得に係る区民税の特別徴収)

第三十一条 区民税の納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（次に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第四項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

一・二 (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第二十二条第一項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 (略)

4 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の四月三十日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第百八十三条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限

第三十一条 区民税の納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によつて徴収する。

一・二 (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第二十二条第一項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 (略)

4 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の四月三十日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第百八十三条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に

る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の十日(その支払を受けなくなつた日が翌年の四月中である場合には、同月三十日)までに、第一項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算金額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の四月中にあつた場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると区長が認めるときは、この限りでない。

5 特別徴収の方法により区民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の六月一日から十二月三十一日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の一月一日から四月三十日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の五月三十一日までの間に支払われべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により徴収する。

限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の十日(その支払を受けなくなつた日が翌年の四月中である場合には、同月三十日)までに、第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算金額を特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の四月中にあつた場合において、特別徴収の方法によつて徴収することが困難であると区長が認めるときは、この限りでない。

5 特別徴収の方法によつて区民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の六月一日から十二月三十一日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の一月一日から四月三十日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の五月三十一日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によつて徴

(中略)

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務)

第三十三条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月の十日までに、その徴収した月割額を施行規則第五号の十五様式若しくは第五号の十五の二様式又は施行規則第二条の六の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。

(中略)

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第三十四条 区民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第二十七条第一項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

収する。

(中略)

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務)

第三十三条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月の十日までに、その徴収した月割額を施行規則第五号の十五様式による納入書によつて納入しなければならない。

(中略)

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第三十四条 区民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第二十七条第一項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 法第三百二十一条の六第一項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る区民税の納税者について、既に特別徴収義務者から区に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第十七条の二の二第一項第二号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第三項、第六項及び第七項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収）

第三十四条の二 区民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第三百二十一条の七の二第一項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢六十五歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第三十四条の五において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第三十一条第一項の規定により特別

2 法第三百二十一条の六第一項の通知によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る区民税の納税者について、既に特別徴収義務者から区に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第十七条の二の規定によつて当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

（公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収）

第三十四条の二 区民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第三百二十一条の七の二第一項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢六十五歳以上の者（特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第三十一条第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下こ

徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第三十四条の五において同じ。）の二分の一に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

一 (略)

二 特別徴収の方法により徴収することとした場合には、当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する区民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第二十七条第一項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(中略)

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第三十四条の六 法第三百二十一条の七の七第一項又は第三項（これらの規定を法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準

の条及び第三十四条の五において同じ。）の二分の一に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。

一 (略)

二 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する区民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第二十七条第一項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。

(中略)

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第三十四条の六 法第三百二十一条の七の七第一項又は第三項（これらの規定を法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準

用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第二十七条第一項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第三百二十一条の七の七第三項(法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から区に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第十七条の二の二第一項第二号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第三項、第六項及び第七項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第二十七条第一項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 法第三百二十一条の七の七第三項(法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から区に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第十七条の二の規定によつて当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

(中略)

(種別割の税率)

第三十八条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 原動機付自転車

イ〜ハ (略)

二 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(二以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が〇・五メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第一条第一項第十三号の六に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの 年額 三千七百元

二・三 (略)

2 軽自動車等の使用に対して課する種別割の税率は、前項の規定にかかわらず、同項各号に規定する税率の七割に相当する額とする。

(中略)

(中略)

(種別割の税率)

第三十八条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 原動機付自転車

イ〜ハ (略)

二 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(二以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が〇・五メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五メートル以下の三輪のものを除く。)で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの 年額 三千七百元

二・三 (略)

2 軽自動車等の使用に対して課する種別割の税率は、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する税率の七割に相当する額とする。

(中略)

(たばこ税の申告納付の手續)

第五十条の三 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第五十条第一項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第一項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第三十四号の様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第三十四号の二の様式又は第三十四号の二の五の様式による納付書により納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第五十条第三項に規定する書類及び次条第一項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。

2~4 (略)

5 前項の修正申告書に係る税額を納付する場合には、当該税額に係る第一項又は第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第五十一条第二項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年十四・六パーセン

(たばこ税の申告納付の手續)

第五十条の三 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第五十条第一項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第一項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第三十四号の様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第三十四号の二の様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第五十条第三項に規定する書類及び次条第一項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。

2~4 (略)

5 前項の修正申告書に係る税額を納付する場合には、当該税額に係る第一項又は第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第五十一条第二項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年十四・六パーセン

ト（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第三十四号の二の五様式又は第三十四号の二の五の二様式による納付書により納付しなければならない。

（中略）

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第五十一条 たばこ税の納税義務者は、法第四百八十一条、第四百八十三条又は第四百八十四条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第三十四号の二の五様式又は第三十四号の二の五の二様式による納付書により納付しなければならない。

2 (略)

（中略）

付 則

ト（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第三十四号の二の五様式による納付書によつて納付しなければならない。

（中略）

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第五十一条 たばこ税の納税義務者は、法第四百八十一条、第四百八十三条又は第四百八十四条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第三十四号の二の五様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 (略)

（中略）

付 則

(中略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第四条 昭和五十七年度から令和九年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第六条第四項に規定する場合において、第二十二条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで）に提出されたもの及びその時まで提出された第二十三条第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(中略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第五条の三 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環

(中略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第四条 昭和五十七年度から令和六年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第六条第四項に規定する場合において、第二十二条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで）に提出されたもの及びその時まで提出された第二十三条第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(中略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第五条の三 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環

境性能割の額は、同項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)

第五条の四 (略)

境性能割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)

第五条の四 (略)

2| 法第四百五十一条第一項第一号(同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年十二月三十一日までの間(付則第五条の七第三項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第三十七条の二の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

3| (略)

(中略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第五条の七 (略)

2 (略)

3| 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第三十七条の四(第二号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用につ

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第六条 法附則第三十条第一項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第四百四十四条第三項に規定する車両番号の指定(次項から第四項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第三十八条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)	三千九百円	四千六百円
第二号イ(3)イ)	六千九百円	八千二百円
	一万八百円	一万二千九百円
第二号イ(3)ロ)	三千八百円	四千五百円
	五千円	六千円

2 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

いては、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「百分の二」とあるのは、「百分の一」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第六条 法附則第三十条第一項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第四百四十四条第三項に規定する車両番号の指定(次項から第八項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第三十八条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)	三千九百円	四千六百円
第二号イ(3)イ)	六千九百円	八千二百円
	一万八百円	一万二千九百円
第二号イ(3)ロ)	三千八百円	四千五百円
	五千円	六千円

2 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)	三千九百円	千円
第二号イ(3)イ	六千九百円 一万八百円	千八百円 二千七百円
第二号イ(3)ロ	三千八百円 五千円	千円 千三百円

第二号イ(2)	三千九百円	千円
第二号イ(3)イ	六千九百円 一万八百円	千八百円 二千七百円
第二号イ(3)ロ	三千八百円 五千円	千円 千三百円

3

法附則第三十条第三項第一号及び第二号に掲げる法第四百四十六条第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)	三千九百円	二千円
第二号イ(3)イ	六千九百円 一万八百円	三千五百円 五千四百円
第二号イ(3)ロ	三千八百円 五千円	千九百円 二千五百円

4

法附則第三十条第四項第一号及び第二号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に

初回車両番号指定を受けた場合には、令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)	三千九百円	三千円
第二号イ(3)(イ)	六千九百円	五千二百円
	一万八百円	八千円
第二号イ(3)(ロ)	三千八百円	二千九百円
	五千円	三千八百円

5| 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

6| 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和四年

3| 法附則第三十条第三項の規定の適用を受ける三輪以上の法第四百四十六条第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同項第二号イ(2)中「三千九百円」とあるのは「二千円」と、同号イ(3)(イ)中「六千九百円」とあるのは「三千五百円」とする。

4| 法附則第三十条第四項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同項第二号イ(2)中「三千九百円」とあるのは「三千円」と、同号イ(3)(イ)中「六千九百円」とあるのは「五千二百円」とする。

7| 法附則第三十条第七項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車（ガソリン軽自動車）が令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

8| 法附則第三十条第八項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車（ガソリン軽自動車）が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車（ガソリン軽自動車）が令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

8| 法附則第三十条第八項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車（ガソリン軽自動車）が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車（ガソリン軽自動車）が令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

5| 前各項の規定の適用がある場合における第三十八条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第六条第一項から第四項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第六条第一項から第四項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第六条の二 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第二項から第四項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等）をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 (略)

(中略)

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得

9| 前各項の規定の適用がある場合における第三十八条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第六条第一項から第八項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「当該各号」とあるのは「当該各号（付則第六条第一項から第八項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第六条の二 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第二項から第八項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等）をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 (略)

(中略)

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得

に係る区民税の課税の特例)

第十一条 昭和六十三年から令和八年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受けざる譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 (略)

2 前項の規定は、昭和六十三年から令和八年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第三十四条の二第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則

に係る区民税の課税の特例)

第十一条 昭和六十三年から令和五年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受けざる譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 (略)

2 前項の規定は、昭和六十三年から令和五年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第三十四条の二第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則

第三十四条の第二十項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 (略)

(後略)

付則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十一条の二第二項の改正規定、第二十六条の見出しの改正規定、同条第一項及び第二項の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに第二十八条、第三十一条、第三十四条、第三十四条の二及び第三十四条の六の改正規定並びに付則第五条の三第四項の改正規定及び付則第六条の二第三項の改正規定並びに次条第一項並びに付則第三条第一項（この条例による改正後の港区特別区税条例（以下「新条例」という。）付則第六条の二第三項に係る部分に限る。）及び第三項の規定 令和六年一月一日

二 第二十三条の二第五項の改正規定、同項を同条第六項とする改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、

第三十四条の第二十項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 (略)

(後略)

同条第二項の改正規定、同項を同条第三項とする改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定並びに次条第二項の規定

令和七年一月一日

(区民税に関する経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の区民税について適用し、令和五年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第二十三条の二第二項の規定は、令和七年一月一日以後に支払を受けるべき港区特別区税条例第二十三条の二第一項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第三条 新条例第三十八条第一項第一号二及び付則第六条の二第三項の規定は、令和六年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年十月一日から令和三年十二月三十一日までの間に取得されたこの条例による改正前の港区特別区税条例付則第五条の四第二項及び第五条の七第三項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課

する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例付則第五条の三第四項の規定は、付則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例付則第六条の規定は、令和五年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。